

ご 案 内

当院は、厚生労働大臣が定める基準を受けた保険医療機関で
下記の基準を受けています。 (令和7年2月1日現在)

精神科救急急性期医療入院料 病棟数：1棟 病床数：59床

- *南1病棟は精神科救急急性期医療入院料の基準を受けています。
看護職員数は、常時、患者様10人に1人の看護師という基準を満たしています。
- 1日に18人以上の看護職員が勤務しています。時間毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方5時まで、看護職員1人が担当する人数は4人以内です。
夕方5時～朝9時まで、看護職員1人が担当する人数は20人以内です。

精神病棟入院基本料（15：1） 病棟数：1棟 病床数：58床

- *南2病棟は精神病棟入院基本料（15対1）の基準を受けています。
看護職員（看護師及び准看護師）の数は、常時、患者様15人に1人の有資格者で、うち7割以上は看護師、さらに患者様30人に1人の看護補助者という基準を満たしています。
- 南2病棟は1日に12人以上の看護職員が勤務しています。時間毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方5時まで、看護職員1人が担当する人数は6人以内です。
夕方5時～朝9時まで、看護職員1人が担当する人数は29人以内です。

精神療養病棟入院料 病棟数：5棟 病床数：284床

- *南3・4・5病棟、北2・3病棟は、精神療養病棟入院料の基準を受けています。
看護面では、常時、患者様15人に1人の看護スタッフ（5割以上は有資格者）。
施設面では、病室床面積は患者様1人につき5.8㎡以上、病棟床面積は患者様1人につき18㎡以上で治療環境を整備した病棟です。
- 南3・4・5病棟は1日に12人以上の看護職員と看護補助者が勤務しています。
時間毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方5時まで、看護職員1人が担当する人数は6人以内です。
夕方5時～朝9時まで、看護職員1人が担当する人数は30人以内です。
- 北2・3病棟は1日に11人以上の看護職員と看護補助者が勤務しています。
時間毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方5時まで、看護職員1人が担当する人数は6人以内です。
夕方5時～朝9時まで、看護職員1人が担当する人数は26人以内です。

特殊疾患病棟入院料2 病棟数：2棟 病床数：90床

- *中央4・5病棟は、特殊疾患病棟入院料2の基準を受けています。
看護スタッフの数は、常時、患者様10人に1人で、うち2割以上は看護師、及び、
看護補助者20人に1人という基準を満たしています。
施設面では、病棟床面積は患者様1人につき16㎡以上で治療環境を整備した病棟です。
- 1日に14人以上の看護職員と看護補助者が勤務しています。時間毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方5時まで、看護職員1人が担当する人数は4人以内です。
夕方5時～朝9時まで、看護職員1人が担当する人数は23人以内です。

認知症治療病棟入院料 1 病棟数：1 棟 病床数：44床

*中央3病棟は、認知症治療病棟入院料1の基準を受けています。

看護スタッフの数は、常時、患者様20人に1人で、うち2割以上は看護師、及び、看護補助者25人に1人という基準を満たしています。

施設面では、病棟床面積は患者様1人につき18㎡以上、生活機能回復訓練室を有し、治療環境を整備した病棟です。

・1日に7人以上の看護職員と看護補助者、作業療法士が勤務しています。

時間毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方5時まで、看護職員1人が担当する人数は9人以内です。

夕方5時～朝9時まで、看護職員1人が担当する人数は22人以内です。

(1) 基本診療料の施設基準等

- ◆精神病棟入院基本料 ◆精神科救急急性期医療入院料(精神科救急医療体制加算2)
- ◆特殊疾患病棟入院料2 ◆精神療養病棟入院料 ◆認知症治療病棟入院料1
- ◆精神科急性期医師配置加算1 ◆看護配置加算 ◆看護補助加算1(看護補助体制充実加算)
- ◆療養環境加算 ◆救急医療管理加算 ◆後発医薬品使用体制加算1 ◆診療録管理体制加算3
- ◆精神科身体合併症管理加算 ◆精神科応急入院施設管理加算 ◆データ提出加算
- ◆精神科救急搬送患者地域連携紹介加算 ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆精神科入退院支援加算 ◆初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ◆歯科外来診療医療安全対策加算1 ◆歯科外来診療感染対策加算1

(2) 特掲診療料の施設基準等

- ◆薬剤管理指導料 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) ◆運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ◆精神科作業療法 ◆精神科ショート・ケア「小規模なもの」 ◆精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ◆精神科デイ・ナイト・ケア ◆重度認知症患者デイ・ケア料 ◆医療保護入院等診療料
- ◆抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- ◆精神科退院時共同指導料1及び2 ◆精神科在宅患者支援管理料(2)(3)
- ◆こころの連携指導料(Ⅱ) ◆認知症患者リハビリテーション料
- ◆通院・在宅精神療法の注8に規定する療養生活継続支援加算 ◆入院ベースアップ評価料
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(1) ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)

(3) 入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)

入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食午後6時以降)適温で提供しています。

(4) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、

領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者であって、医療費の自己負担のない方についても無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

(5) 保険外負担に関する事項

保険外負担については、医療外サービス一覧表をご確認ください。